

## 平成28年度第1回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

### 【会議概要】

1 日時：平成28年7月26日（火） 13:30～15:30

2 場所：越谷市中央市民会館5階 第4～6会議室

3 出席者等：

(1) 出席委員（13名）

高野委員、豊田委員、新田委員、岩本委員、小柳委員、宮下委員、  
新美委員、松村委員、市村委員、瀬戸委員、朝日委員、猪股委員、  
門間委員

(2) 欠席委員（4名）

阿保委員、松田委員、岡野委員、三田寺委員

(3) 事務局（14名）

立澤福祉部長、斉藤子ども家庭部長、島田地域包括ケア推進担当  
部長、笹野福祉部副部長(兼)福祉推進課長、渡邊子ども家庭部副  
部長(兼)青少年課長、高橋子ども家庭部副参事(兼)子育て支援課  
長、山元障害福祉課長、関根子育て支援課調整幹、角屋障害福祉  
課副課長、山崎障害福祉課副課長、森田子育て支援課副課長、小  
西障害福祉課主幹、田嶋教育センター主幹、岩崎障害福祉課主事

4 傍聴者：1名

5 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

①第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について

②第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

3 その他

4 閉会

6 会議資料

・ 次第

・ **資料1** 第3次越谷市障がい者計画進捗状況報告（平成27年度）

・ **資料2** 第3次越谷市障がい者計画進捗状況一覧（平成27年度取り組み内容）

・ **資料3** 第4期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成27年度）

・ **資料4** 第3次越谷市障がい者計画まとめ

・ **参考資料** 第3期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告（平成24年度～26年度）

## 【内容】

### 1 開 会

司会より以下の点について報告

- ・平成28年4月1日より委員となった越谷公共職業安定所の新田純康委員及び埼玉県立越谷特別支援学校の市村洋子委員のご紹介
- ・平成28年7月1日付けで松澤茂委員が辞任した旨の報告
- ・委員総数17名のうち13名が出席しているため、越谷市社会福祉審議会条例・第6条・第3項の規定により、会議が成立することの報告。

——朝日分科会長あいさつ——

越谷市社会福祉審議会条例第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事進行。会議録作成のための録音の許可、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、承諾。

——傍聴者の入室——

### 2 議 事

#### (1) 報告事項

- ① 第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ② 第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

議 長： 本日の議事は、「第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について」及び「第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について」の報告事項となっております。よろしくお願ひいたします。

議事の(1)報告事項、2つ関連がありますので、一括して事務局よりご報告をお願いします。皆さんの質疑等に時間を割きたいと思いますので、可能な限りコンパクトによりしくお願ひいたします。

事 務 局：《資料に基づき説明》

- ・第3次越谷市障がい者計画の進捗状況について
- ・第4期越谷市障がい福祉計画の進捗状況について

議 長： ありがとうございます。それでは、順次皆さまからご質問やご意見をいただきたいと思います。大変ボリュームがある資料でございますが、事前に送付いただいているということもありますので、市役所のご担当の方からは特徴的なところに焦点をしばって、ご説明いただきましたけれども、もちろんそれ以外の委員の皆さまがたお気づきの点どこでも結構でございますので、ご質問ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

ご案内のとおり2つの計画、障害者基本法に基づく障がい者計画と総合支援法に基づく障がい福祉計画がスタートする年次と計画期間が違っておりますので、併せて読み解いていくというのがなかなか難しい側面がございますけれども、第3次障がい者計画は、5年間の計画期間が昨年度、平成27年度で終了しております。すでに第4次障がい者計画が始まっておりますけれども、5年間の実績・進捗を振り返るということになると思います。また、障がい福祉計画は第4期が昨年度から3年間でスタートしておりますので、27年度における障害福祉サービスの利用状況や提供状況等について、みていただくことになるかと思えます。どこからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

委 員： 資料2の一覧について質問なのですが、13ページの「4 授産品の販路拡大」のところについて、計画書本文に「共同受注」と書いてあるが、「平成27年度の取組み内容」のところについて記述がないのはどういうことでしょうか。また、「2 地域活動支援センター等の充実」の「平成27年度の取組み内容」のところで、「障害者施設等からの物品等の調達方針を定め」と書いてありますが、これはどういうことなのでしょうか。という質問です。

議 長： ありがとうございます。2点いただきましたが、このことに関連するご質問はございますか。ないようでしたら、事務局からご回答をお願いいたします。

事務局： まず1点目のご質問の授産品の販路拡大と共同受注のお話いただきましたが、共同受注の取組みというのは、一昨年から

市内の事業所の皆さまに集まっていただいて、共同受注の取組みを進めるか進めないかというところも含めて検討していただいて、今年の4月から市内20の事業所が集まりまして、共同受注の取組みというものがスタートしております。これからは、共通の電話番号の設置などもして、その電話番号にご連絡いただければ、「こういう仕事ができる事業所がありますよ」ということを紹介するなどの取組みが現在進んでおりまして、軌道に乗れば、実際の受注の機会や販路の拡大につながっていくと考えております。それから2点目の地域活動支援センターの項目の障害者施設等からの物品等の調達方針につきましては、障害者優先調達推進法の中に各自治体は毎年どれくらいの調達を目標に活動するんだということを定めなさいという規定があり、また、定めた方針をホームページ等で皆さま方に公表しなさいということも併せて定められています。越谷市でも、毎年この方針を定めまして、ホームページ上でその方針を公表しております。

**委員：** なぜ、地域活動支援センターの取組み内容のところには書いていないのでしょうか。

**議長：** 障害者施設等からの物品等の調達方針というのは、地域活動支援センターも含まれるかもしれませんが、他の障害者就労支援施設も対象となると思われるので、「2 地域活動支援センター等の充実」の項目だけでその記述がでているのはどうしてでしょうかということですね。

**委員：** はい、そうです。

**事務局：** ご指摘のとおり、物品等の調達方針につきましては、地域活動支援センター以外の障害者施設についても対象です。第4次障がい者計画においては、「受注機会の拡大」という見出しの中で、優先調達推進法というものをクローズアップして表記する形になっております。第3次計画においてこのような表記になった経過についてご説明できずに大変申し訳ございませんが、少なくとも第4次計画では「受注機会の拡大」という表題の中で、全ての事業所に係るような取りまとめかたをさせていただ

いているということでご理解いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長： 第4次計画では、私も共同受注への取組みのところはクローズアップして項目化されたことを記憶しております。第3次計画の策定の際には、「地域活動支援センター等の充実」の「等」のなかに含まれてしまったということなのかもしれません。

委 員： **資料4**第3次越谷市障がい者計画まとめの2ページの1番下の課題の中に「土地区画整理事業や小中学校施設のバリアフリー化目標を下回ったものがあった。」とありますが、これは第4次に組み入れられているのでしょうか。どの程度できなかったのかも知りたいです。お願ひいたします。

議 長： 関連するご質問はございますでしょうか。只今ご質問は特に小中学校施設へ焦点化されたものということですのでよろしいですか。

委 員： はい。

議 長： 事務局より回答をお願ひいたします。

事務局： 只今のご質問ですが、**資料2**の19ページの上から3段目、「1 土地区画整理事業の推進」という項目がありまして、ここの担当課コメントで、土地区画整理事業の進捗に合わせた整備になってしまったので、目標値に達成しなかったということですね。それから、下から2番目の「2 小中学校施設のバリアフリー化の整備」という項目の中で、限られた予算の範囲、これはこの事業だけの問題ではなく、財源の確保に関しては全ての事業において大変課題になっておりますが、そういう状況がある中で、できる限りのことはしたんだけど、目標値に達成しなかったという担当課のコメントが記載してございますので、ご参照いただければと思います。なお、第4次計画につきましては、計画書の104ページに第3次計画と同様の事業ということで継続して掲載してございますので、是非のちほど第4次計画で確認いただければと思います。

議長： 皆さんにお考えいただいている間に議長という立場で恐縮ですが、2点質問といいますか意見のような部分も入りますが、資料3第4期越谷市障がい福祉計画進捗状況報告で、1ページの「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の実績数値について、明確に内訳もお話いただけてよかったなと思ったのですが、ひとつ気になったのが、グループホームへ2人移行したことについては、理解できるのですが、入院というのが地域生活への移行ととらえていいのか、あるいは何らかの理由で一度退所して自宅に帰ったが、入院せざるを得なかったのか、というのはその下の「入院中の精神障がい者の地域生活への移行」については、たしかに目標設定ができないので、全体としては地域移行を進めていく中で、数値目標は難しいということで設定されていないのはわかるのですが、ここは病院から地域生活への移行ということが言われていて、福祉施設の入所者が地域生活へ移行というところで、また入院がカウントされているというのが、このあたりの整合性などについてどうかなと思ったのがひとつ、それからこれは目標値がないので、実績値がなくてよろしいかと思うのですが、そうはいいながら入院中の精神障がい者の地域生活への移行のところで、越谷市さんのほうで、例えば窓口や関連する部署で、確認しているところで移行が進んでいるのか、まだまだ課題があるのか、このあたりについてもし情報があればお知らせいただきたいと思えます。以上2点です。関連するご意見ご質問等はございますでしょうか。

委員： 私は相談窓口にいるのですが、入院中ではないのですが、入院を長くして、今度地域活動に入る方がたまにいらっしゃいます。そうした場合、例えばその方を見ている色々な方がいらっしゃいますよね。その方を同行しないで一人で「自分は元気になったからきた」と地域活動に早く入りたいという方が実際にいらっしゃいます。結局その方とよく話をしますが、やはり本人は不安定なのに不安定でないと思っておりますので、そういう場合、実際には病院からの例えば同行してくださる方とかいけば、地域への移行っていうのはある程度あるかと思うのですが、一番地域活動という中でボランティアというかたちが入りやすいのではないかという考え方がありまして、必ずそ

ういうことでおっしゃってくる方がいらっしゃるんですね。それが実際には果たして私たちのほうでその方の活動を応援してあげられるかというところが非常に難しいです。ですので、やはり入院中から地域へ移行、あるいは本人が退院されても、地域への移行というのはかなり難しいのではないかと思います。その方はハローワークの相談窓口に行かれた方で、ハローワークからこちらの窓口を勧められていらっしゃるんですね。地域活動をしたいのであればひとつの手段としてお勧めしていただいたと思うのですが、やはり少し難しいのかなと感じている部分がありますので、周りの方がフォローして差し上げないところといった方たちは地域活動へ戻るのには難しいなと感じたものですから、お話をさせていただきました。

**議長：** ありがとうございます。今の部分は関連するご体験・お考えを出していただきました。日中活動の充実でしたり、医療機関から地域生活へ移行するときの相談支援体制であったり、日中活動の充実みたいところの文脈で、そういった枠組みの中でとらえることになると思いますので、その中でボランティア活動に適しているか否かの議論はここでは難しいと思うのですけれども、計画的にはそのあたりの充実がなされてくると、今のような方についてもプラスになるような材料が見えてくるのではないかなと思いました。他はいかがでしょうか。是非とも行政計画のいわば進捗についての報告でございますので、本分科会としては、それをベースにしながら、例えばそれぞれのお立場の活動を踏まえると、少し違った評価ができるのではないかと、違う印象があるのではないかとということをお出しただくと、この分科会としての役割がさらに発揮できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

**委員：** この障がい者計画に長いこと携わらせていただいて、なかなか進んでいかないのは、地域生活移行であると思っています。誰にとっても衣食住の3つは人間が生きていくうえで非常に重大な課題であり、障がい者が生きていくかということは私たち知的障がい者の親にとって、子どもが障がい宣告をされたときから、「この子をどうしよう」とずっと考えながら育ててきて、親なき後も「どこで暮らしていけばいいのだろう」と色々な取

組みをしてきました。昔は施設を作るときに必ず説明会を求められ、判子を全部もらわないと施設が建たないという状況の中で、「あなたたち障がい者の施設は誰にも迷惑のかからない山の中に作ればいい。」といわれたことがありました。今日事件が起きた現場は山の中ですよ。結局犯罪が非常に起きやすい区域になっています。夜中に起きた事件なのに朝8時半くらいの時点でまだ人が搬送が終わらないという、救急車が駆けつけるのにも時間がかかる、警察が駆けつけるのにも時間がかかる。そういう山の中に障がい者は住めばいいといわれてきました。一刻も早く地域生活移行をして、にぎやかな街中で治安が行き届いたところで、知的障がい者も住んでほしいと思います。第4次の中でも目標はありますが、資料4の2ページのまとめの中に、課題として「グループホームの利用希望者は年々増加しているが、施設の整備が必要」というように書かれています。本当に施設の整備は必要なのですが、遅々として進まない理由というのは、建設補助金が市からは全く下りないという状況ですよ。一応国や県に補助金の申請はできますが、それは全国から挙がってきた希望の中から選ばれますので、必ずしもその補助金がもらえるとは限らないです。昨年中核市になったことで、重度の方たちが何人も住む場合のスプリンクラーの設置に関する補助金も以前は県から出ていましたが、中核市になってからは、その補助金もなくなってしまいました。そういった中で、親たちだけが必死になって土地を買ったり、家を建てたりするのは、非常に困難なことです。たしかにグループホームが立ち上がれば介護給付費などが支給されますが、それまでの何千万というお金を保護者がそれぞれお金を作って、家を建ててというのは非常に難しいことです。その辺のところをほんの少しでもいいので、ご理解いただき、越谷市にも何らかの、潤沢な予算があるわけではないので大変なことだとは思いますが、ここに謳っている以上はひとつでも大きな数値目標に近づけるための努力というものはしていただきたいと思います。是非よろしく願いいたします。

**議 長：** ありがとうございます。進捗状況を踏まえたい今後のに向けた課題提起ということ承らせていただきたいと思います。他はいかがでしょうか。

**委員：** 障がいのある方々の余暇活動というのは生きがいなどにつながるかと思います。そのひとつとして障がい者スポーツというのは、非常に大切なのではないかなということでご質問を差し上げます。具体的には資料2 24ページ一番下の「3 スポーツ・レクリエーション教室・講座等の開設」というところをご覧になってください。5年間の取組みとその課題も見えてきているのかなと思います。競技のマンネリ化が進んでいるということ、そこで、聞きたいことのまず1点で、新たな競技・種目はどういったものをお考えかということ、それからある意味成果を出すためには、参加人数は問われるんでしょうけれども、量から質への転化、これはいかががお考えなのかということ、リピート率はあるが、内容として「楽しかった」「次も参加したい」という考え方もあるかと思いますが、その辺を2点目としてお伺いしたいなと思います。以上2点お願いします。

**議長：** ありがとうございます。関連するご発言ございますでしょうか。よろしければ事務局からお願いいたします。

**事務局：** まず、24ページのスポーツ振興課からのコメントのマンネリ化という話があるというご指摘なのですけれども、25ページに「2 障がい者のスポーツ交流の促進」という項目がございます。こちらの中には卓球バレーというスポーツの記載がございます。こちらにつきましては、昨年に東日本の大会が越谷市の総合体育館で初めて開催されまして、越谷市の代表チームを結成して、大会が盛大に行われました。そういう大きな大会が誘致できると、やはり「大きな大会に参加してみたい」という方も多くなっておりまして、決してスピード感があるとまでは評価できないことかもわかりませんが、徐々に障がい者が参加できるスポーツというものを模索して、取組みが進められているというように感じております。ただ、大変恐縮なのですけれども、スポーツ振興課の所管の話で、事務局にもおりませんので、私の感想含みの話になってしまい、大変申し訳ございません。それから量から質への転化というようご指摘をいただいたところなのですけれども、これも量も質も大事なのかなと私は考えております。まずもって、障がい者スポーツに参加してい

ただいている方は、先ほどもご指摘いただいたとおり、色々なスポーツでも結構同じ顔ぶれになってしまっているところも事実かと思います。やはり、家から一歩でて、もしくは、施設から一歩でて、色々な社会参加やスポーツも含めた生涯学習に取り組んでいただく環境の整備ということも、これからも引き続き第4次計画においても展開していく必要があるのかなと考えているところです。

委員： ありがとうございます。所掌している部署が違うので、なんともいえないのですが、新たなスポーツとして、例えば身体障がいの方であればボッチャであるとか、ローリングバレーボールであるとか、そういったものが今主流となっているかと思えますので、そういったものに目を向けながら是非やりがいのある生きがいのある人生を送っていただければありがたいなと思えますので、どうぞよろしく願いします。

議長： ありがとうございます。それでは事務局から所管課へ只今のご意見をしっかりとお伝えいただければと思います。他はいかがでしょうか。

委員： 今までお聞きいたしまして、私から1点お話を聞きたいと思うのですが、資料2の23ページ、私は民生委員をやっておりまして、一人暮らしの方たちの防犯・防災という面で、大変関心があります。そして消防団も三十数年やっておりまして、やはり地域でどんなお年寄りのかたもしくは障がいをお持ちのかたたちがいて、その方たちが逃げ遅れたというときに助けたいという気持ちがございます。地域にこういう方たちがいらっしゃいますよという情報を果たして消防団なり地域の自主防災組織なりの方たちにお教えすることができるのかというのがお聞きしたいと思えます。もし、それが可能であれば私たちも真っ先に駆けつけて手助けをしたいなと感じておりますのでお聞きします。

議長： ありがとうございます。ご質問をいただきましたので、関

連するご発言はございますでしょうか。なければ事務局からお願いしたいと思います。

**事務局：** 只今お話いただいたのは越谷市要配慮者避難支援制度に係る話なのかなと思っております。これは法律で名簿を持たなければいけないという規定があるのですが、避難支援制度のやり方については、市町村によってさまざまな取り組み方をしていると伺っています。越谷市では、まず避難支援を受けたい方がいた場合に、市へ申請をしていただくのですが、その際に地域の自治会の方々に申請者自身の個人情報をお教えすることの同意を確認させていただき作業をやらせていただいております。申込みに来られた方が登録すると、警察や救急が優先して自宅に来る制度ではないかと間違えて認識されている方もいらっしゃるのですが、これは地域の自治会の皆さんなどに、どういう障がいを持っていてどういう助けが必要なのかというある意味個人情報を知ってもらう制度となっております。その際に、「そういうことなら是非申請したい」、「そういったことだったら申請したくない」と人によって判断はわかれてしまうのですが、申請を受け付けます。それから、これは越谷のやり方なのですが、最近自治会でも役員の皆さんの高齢化の話があったりして、市のその制度に積極的に参加したところで、働く世代の若者は昼間はいないし、高齢者ばかりになってしまうので、避難支援をしてくれといわれてもなかなか取り組めないと考えている自治会もあります。逆に積極的にそういう制度があるのであればやろうということやっていたらいい自治会もあります。自治会の手挙げ制度みたいな仕組みになっております。従いまして、お住まいの自治会がこの制度をやりますと手を挙げたところとその地域に住んでいる個々の障がい者の方が申請してもいいですよというマッチングでもってこの制度が成立する仕組みになっております。できれば市としては手を挙げただけの自治会の数が是非増えてほしいと思いますし、特に大震災などのときには警察、消防、救急や自衛隊などの公共機関はそう早い段階で皆さまのもとにははせ参じられませんので、まずもって地域の力ということで、こういう制度を活用いただいて、日頃から災害に備えていただければなと考えております。

委員： 私からは雇用のほうで、ハローワークの状況を少しお話させていただきたいと思います。資料2の12ページや13ページにハローワークという言葉が出てきているのですが、ハローワークは越谷市さんと一緒に、ちょうどこの建物で障がい者の面接会を開催させていただいております。今年も文書での依頼をしたところなのですが、最終的には雇用につながってほしいということで、障がい者への支援をやっているわけなのですが、新聞報道もしているのですが、平成27年度も障がい者の就職というのが、埼玉では6年連続で過去最高を更新しています。その内訳なのですが、先ほど少し精神障がいの方の話もでたのですが、2、3年前から精神障がいの方が身体障がいの方を上回って求職の申込みや就職数などが増加しています。というのが平成30年の4月に障害者雇用促進法では精神障がい者もカウントすることになりまして、企業の法定雇用率が今2.0%なのですが、それが上がることになっております。それを見据えて企業も雇用の促進をしているところでありまして、いろいろな就職の機会を企業も模索しているということで、就職数もかなり上昇が続いていると思います。私どもは企業から求人をお預かりしていますので、先ほど、働ける状態でないとボランティアに行ってくださいようハローワークで案内をしたという話があったと思いますけれども、ハローワークでは働ける状態かどうかを主治医の証明をとって、精神障がいの方などには働ける状態ですというのを確認させていただいてから、企業に紹介をしているということがあります。それなので、企業に責任をもって紹介をするということなので、全ての障がいをお持ちの方をハローワークで支援できるかというとなかなか難しい面があります。ハローワークと同じ建物の中に障害者就労支援センターというのも入っていると思うのですが、なかなかハローワークで一番障がい者の雇用で今苦労しているのが、就職が増えている中でなかなか定着が難しいというのがありまして、その辺で是非市の就労支援センターやうちで委託しています就業生活支援センターというのがあるのですけれども、生活面で市と連携をとって、定着ということで少し障がい者の雇用については、また進められればなということで考えているところです。その辺も含めて今後の計画にも反映させていただくとありがたいかなというのは意見としてよろしくお話ししたいと

思います。

**委員：** 障がい者といっても本当にひとりで生きていける方もいらっしゃいますし、とてもひとりでは生きていけない方もいらっしゃって親なき後というのは大変な問題です。私も社会福祉協議会でやっている成年後見センター・成年後見制度の話を何度か聞いたことがあるのですが、お金もかかりますし、また資料がいっぱいだし手続きするのが大変だなと感じもしました。それでもっとこの成年後見制度が私たちにとって身近なものになってもらいたいと思います。

**委員：** 皆様ご存知かもしれませんが、3月25日に県議会で手話言語条例が承認されました。レベルは県レベルです。市町村のレベルとしても埼玉県内の富士見市、三芳町及び朝霞市の2市1町の議会の中で承認を得て、手話言語条例が制定されています。他市の状況ですけれども、議員の方を中心に進めている市もあります。越谷市の場合もゆくゆくは手話言語条例を制定していただきたいと思っています。福祉の理解に関しまして、いろいろと確認しましたところ手話言語条例の制定には2つありまして、市長主導ですすめるやり方、私たち一般市民の声で進めるやり方という2つの方法があります。私たちの希望としましては、越谷市長主導の形で進めていただきたいと考えております。それとは別に聴覚障がい者としてではなく、私は空手をしております、その立場からなのですけれども、4年に1回の世界ろう者武術大会が開催されるということで、私は日本の選手として先週トルコに行く予定でした。大会に参加予定でしたが、皆様ご存知のとおり、トルコでクーデターがありました。たまたまクーデターのあった土曜日の朝が出発でしたので、外務省のホームページなどで確認をしたところ、極力渡航はしないでくださいという注意事項が出ておりましたので、私は泣く泣くあきらめた次第です。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。デフリンピックといって、ろう者だけが集まるスポーツの祭典がありますけれども、まだなかなか周知しきれていなくて、パラリンピックは知っている人はたくさんいてもデフリンピックは知っている人は少ない現状です。4年に一度デフリンピックも開催されております。私

は空手をやっておりますけれども、スポーツをとおして交流を図ることは大切と感じております。スポーツ関係について、スポーツ振興課の方にお伝えいただきたいのですが、スポーツはいろいろありますが、その中で武道も含めてほしいと思っておりますがいかがでしょうか。理由としては、私は全日本の障がい者の空手の選手権大会に毎年参加しておりますが、その中でいろいろ障がい者が集まって大会をやっております。毎年選手は増えている状況です。越谷市も武道関係について興味をもって大会に送りだしていただければいいなと思っております。それらのことをスポーツ振興課の方に考えていただければと思っております。武術にしても横浜市の大会の中で障がい者部門などがあります。横浜市は人口が多いので、皆さんが注目をして障がい者への理解ができると思いますが、また理解も広まるのではないかと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

**議長：** ありがとうございます。只今のお話でもありましたが、埼玉県では共生社会をつくる条例、略称「差別解消条例」と「手話言語条例」が4月1日から条例として施行されているところです。

**委員：** 感想という形でお願いいたします。特別支援教育につきましては、越谷市の教育センターさんと連携させていただきまして、着実に行われていると感じております。小中学校との支援籍学習につきましては、今年度も20名の子どもたちが参加しているのですが、取り組んでいる生徒につきましては、地域の子どもたちに知ってもらえるということで、成長をとげております。また、センター的機能ということで、特別支援コーディネーターを中心としました巡回相談もかなりの回数が行われておりまして、依頼の文書がひっきりなしに来ているという状況でございます。ただ、障がいが重度化・複雑化・多様化している現状の中で、やはり教員のスキル・専門性を高めていかないと、対応できないというところも感じておりますので、引き続き学校としても専門性の向上という点では、研修等進めていきたいと考えております。私は昨年度まで高校の教員をしておりましてけれども、「ふれあいの日」のイベントに初めて参加させていただきまして、私はずっと越谷市民なのですが、はっきりいって

知りませんでした。かなり参加者の方が増えているという現状はあると思うのですが、やはり一般の市民の方にどれだけ知ってもらえているのかというところと甚だ疑問です。もっと PR の方法など工夫していく必要があるのではないかと感じました。

委員： **資料1**の8ページの「日常生活用具給付事業の充実」というところですが、平成23年度から26年度まで件数としては、難病患者へは0というところですが、平成27年度に4件とありますが、どのような器具の給付であったりとか、ずっと0だったのが4というのがどういう部分だったのかなと感じておりますが、教えてください。

議長： ありがとうございます。質問でございますので、事務局よりお願いいたします。

事務局： 只今お話のありました難病患者等に対する日常生活用具の給付でございますが、実際に4件ございました。品目としましては、17品目対象になるものがあるのですけれども、生活の必需になるようなものとなりまして、用具といたしましては、移動・移乗ですね、乗り移るときの支援用具や歩行の支援用具ですとかそういったものの給付をさせていただいているところでございます。

委員： 感想といいますか2点です。1つは、私は古新聞や空き缶がたまると定期的に近くのNPO、障がい者福祉施設に届けているのですけれども、たまたま今朝届けたら、そちらの担当の方の対応がいつもと違ってございまして、今朝の事件のことが影響しているのかなとふと感じました。そういったことも含めまして、**資料4**で先ほどもお話はありましたけれども、特に広報・啓発活動関係の充実というのは大事かと思えます。一般市民が古新聞やダンボールなどがたまると地元の子ども会に出してしまうかもわからないのですけれども、もし、縁があればじゃあもってみたいかなと思うかもわかりませんので、一般市民の意識と相手方の受入れ側の利用される方々との関係がうまい関係になればもうちょっとスムーズになるのかなと感じました。もうひとつなのでも、基本理念のところでもっと早期の

段階でお話すればよかったのですけれども、理念なのでそういう理解でいいと思うのですけれども、「共に働く」とあります。共に働くというのは健常の方も障がいがある方も共に働くということなので、一般の認識・意識の中では世の中はスピード感と成果というお題目で動いていると思います。そうするとどうしても障がいのある方がそこにはいろいろとすることはじかれてしまうと思います。理念としては、共にあるという共生社会でいいと思うのですが、その解釈とか中身的なことについてをもう少ししゃくしてどうあるべきというような議論が今後さらにあるといいかなと思いました。

**委員：** 私の歯科医院にも知的障がいをお持ちの方、知的障がいをお持ちのお子さん、身体障がいをお持ちのお子さんなどが見えています。知的障がい者のお子さんや成人の方とも楽しく診療をやらせてもらってます。私の医院ではバギータイプの大きい車いすも全部、ユニットの横までそのまま入れるバリアフリーとなっています。23年前になりますが、越谷市と県から表彰を受けた診療室です。今日お話を伺いまして、皆さんのお話を聞いていると、どうしてもこれだけの膨大な資料と実際の障がい者の現状がものすごくかけ離れているという印象を持ちました。というのは越谷歯科医師会は地域包括ケアシステムの活動も盛んにやっております、私も昨年地域ケア会議に2度参加しました。やはり障がい者の方たちのことを認知症高齢者の方たちだけでなく地域包括の枠組みの中にしっかりとこないと地域の方々に存在を認めてもらうのはなかなか難しいのではないかなというのが私の正直な意見です。ただやはり私も障がい者の方と日常の診療でふれあっていますけれども、大事なことは障がい者の方は特別な存在ではないとしていつも仕事しているつもりです。眼鏡かけている人が多いですけれども、われわれは眼鏡はずせば視覚障がい者です。それぞれ自分の弱点はなにがあるかということを常にわれわれも考えながら、障がいをお持ちの方と接していく越谷市の環境を整えていく必要性があるのではないかなと感じながら、委員の方々のご意見を聞かせていただきました。ありがとうございました。

**議長：** ありがとうございました。せっかくの機会でしたの

で、委員の皆さまから感想も含めてご発言いただいたところでございます。他にございますか。よろしいでしょうか。今日は分科会としては、それぞれ2つの計画の進捗状況などの報告を受けたということで、それを解釈したり、あるいはさらに発展させていくためのいくつかの問題提起をしていただけたのかなと思います。事務局でもそれを整理していただいて、必要に応じて所管課へ直接お伝えいただくなどの対応をとっていただければと思います。また、総じて計画が、先ほどのお話にもありましたとおり、理念だとかそういった点では、皆さん異論はないと思うのですが、具体的にそれを地域のなかでどうやって実現していくかというところで、さらに突っ込んだというか詳細な議論や活動化されていくことの重要性を皆様方のご発言を通じて、共通して感じているところでございます。というところで議事についてはこれでひとくくりとさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、予定されていた議事につきましては、以上でございますので、ここで議長の役割を下ろさせていただきます。皆さまどうもありがとうございました。

### 3 その他

事務局より次回の会議は秋ごろに開催する旨の説明

### 4 閉 会

——岩本副分科会長あいさつ——

平成28年度第1回越谷市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会閉会